

第2次 伊豆の国市 総合計画

2017 (平成 29) 年度 →
2025 (平成 37) 年度

ほんわり湯の国、^{うまし}美しい国、歴史文化薫る国、
未来を拓く伊豆の国^{ひら}



世界文化遺産
韮山反射炉

ごあいさつ

2005（平成 17）年 4 月 1 日、「伊豆の国市」は誕生しました。誕生から 12 年が過ぎ、伊豆の国市運営の羅針盤である総合計画が、このたび、「第 2 次伊豆の国市総合計画」へと移行する運びとなりました。

伊豆の国市のこれまでを振り返りますと、まことに喜ばしい出来事がありました。2014（平成 26）年には、願成就院におわします「仏師運慶作の仏像 5 体」が国宝に指定され、翌 2015（平成 27）年には、「葦山反射炉」が明治日本の産業革命遺産の構成資産として世界文化遺産に登録されました。2 年続けての快挙により、伊豆の国市には多くの方が訪れ、活気に満ちており、改めて先人たちの偉業に深く敬意を表しているところであります。



国宝のあるまち、世界遺産のあるまちを誇りとし、有数の歴史・文化、美しい自然や豊かな温泉、豊富な農産物など、実に多くの資源を有するこのまちを、より一層輝かせ、すべての人が満足できるよう、これからのまちづくりを進めていかなければなりません。

総合計画は、まちづくりの施策を総合的かつ計画的に企画・推進するための市政の最上位計画であり、国、県、市民、民間等に対して市の基本的な考え方を明らかにし、市と市民や民間との連携の指針となるものであります。この計画の策定にあたり、多くの市民の皆様の声を反映させるため、「市民アンケート」や「パブリックコメント」の実施、「市民説明会」を開催するとともに、私も、市長就任後の 4 年間で 100 回以上の「市政懇談会」や「ふれあいトーク」を開催するなど、様々な機会を通じてご意見を伺ってまいりました。

このような経過と、9 回に渡り開催された伊豆の国市総合計画審議会からの答申を踏まえて策定された「第 2 次伊豆の国市総合計画」では、将来像を「ほんわり湯の国、^{うま}美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国」とし、住んでいる人も、訪れる人も、歴史や文化が薫る美しい地で温泉や食を楽しみ、ほっとする（ほんわりする）時間を有意義につくれるまち、すなわち、結婚、妊娠、出産、子育て環境を充実させ、誰もが笑顔で、健康長寿のまちづくりを目指したいとしております。

第 2 次伊豆の国市総合計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました総合計画審議会委員の皆様、心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様により一層のご協力をお願い申し上げ、結びの言葉といたします。

平成 29 年 3 月
伊豆の国市長

小野登志子

目次

I 序論	1
第1章 計画策定の基本事項	2
1 「第2次伊豆の国市総合計画」の「策定」にあたって	2
2 第2次総合計画の役割	2
3 第2次総合計画を「進める」にあたって	3
4 計画の構成と期間	4
5 伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係	5
6 分野別計画との関係	6
第2章 本市の特性	7
1 本市の概況	7
2 総人口の推移と将来予測	9
3 社会動態の推移	10
4 産業・経済・労働	11
第3章 時代の潮流を捉える	12
1 人口減少社会の到来	12
2 地方創生	12
3 安全性の確保に対する住民意識の一層の高まり	13
4 低炭素・循環型社会の形成に向けて	13
5 「世界が訪れたい日本」への飛躍	13
6 一億総活躍社会の実現に向けて	14
第4章 市民の意向	15
1 市民アンケート	15
第5章 第1次総合計画の成果と課題、まちづくりに必要な視点	19
1 自然・環境	19
2 産業・経済・労働	20
3 観光・交流	21
4 教育・歴史・文化	22
5 健康・福祉	23
6 都市基盤・生活環境	24
7 行政運営・市民参加	25

Ⅱ 基本構想	27
第1章 将来像	28
第2章 まちづくりの基本理念	29
第3章 まちづくりの将来フレームと土地利用	30
1 人口目標	30
2 土地利用の基本方針	31
3 土地利用構想	32
第4章 まちづくりの基本方針、施策の大綱	36
基本方針1 豊かな自然に抱かれる 伊豆の国市	36
基本方針2 伊豆の国市にしごとをつくる	37
基本方針3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる	38
基本方針4 歴史に学び、未来を拓く 伊豆の国市	39
基本方針5 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市	40
基本方針6 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり	41
基本方針7 みんなで創る 伊豆の国市	42
施策体系	43
第5章 構想の推進	44
1 成果の見える行政運営	44
2 市民に関かれた行政運営	44
3 自主・自立の行政運営	44
Ⅲ 前期基本計画	47
1 豊かな自然に抱かれる 伊豆の国市	49
1-1 自然環境の保全と景観の向上	50
1-2 快適な生活環境の創造	54
2 伊豆の国市にしごとをつくる	59
2-1 地域を支える人材の就労支援	60
2-2 地域特産品の競争力の強化	64

2-3 地域産業の活性化と新たな雇用の創出	68
3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる	73
3-1 移住・定住の促進	74
3-2 観光推進体制の強化と交流人口の拡大	76
3-3 情報発信力の強化とおもてなしの充実	80
4 歴史に学び、未来を拓く^{ひら} 伊豆の国市	85
4-1 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進	86
4-2 次代を拓く ^{ひら} 教育と研究の推進	90
5 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市	97
5-1 結婚・出産の支援	98
5-2 子育て環境の充実	102
5-3 健康長寿を目指すまちづくりの推進	106
5-4 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現	110
6 安全で安心な 伊豆の国市のまちづくり	115
6-1 災害発生を見越した防災・減災のまちづくりと 安全・安心なまちづくりの推進	116
6-2 持続可能なまちづくりの推進	122
7 みんなで創る 伊豆の国市	129
7-1 自助・共助・公助のまちづくりの推進	130
7-2 効率的な行財政運営の推進	134
施策体系一覧	138
参考資料	141

※表記について

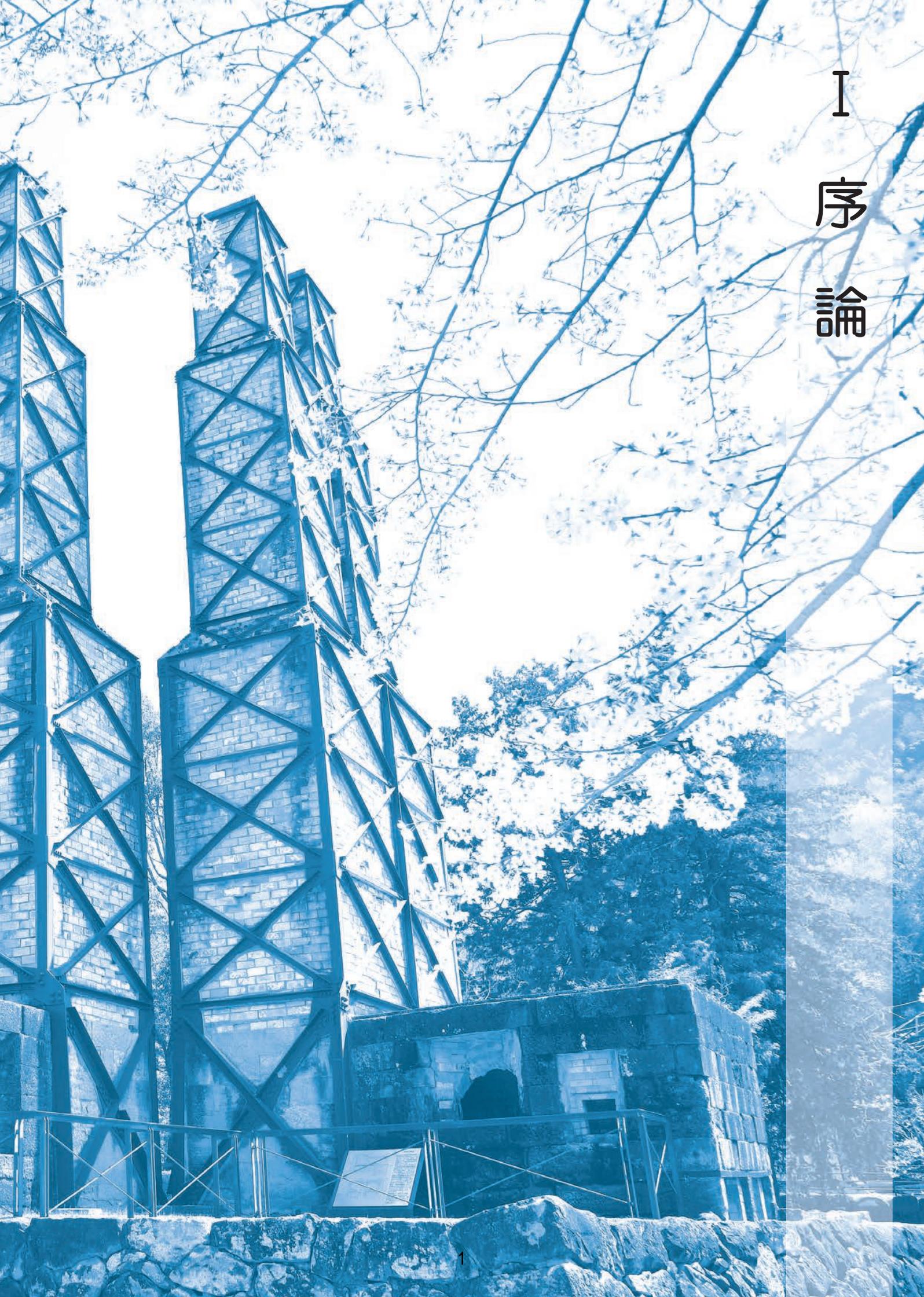
年度等は原則「西暦（和暦）」とした。

本市：伊豆の国市のすべてに係ること。

市：伊豆の国市の行政に係ること。



I 序 論



第1章

計画策定の基本事項

1 「第2次伊豆の国市総合計画」の「策定」 にあたって

本市は、2005（平成17）年4月1日に「伊豆の国市」として誕生して12年が過ぎました。

これまでを振り返ると、国全体では人口減少社会の到来と少子高齢化が進み、経済では、アジア諸国の急速な成長とグローバル化（国際化）の一層の進展、また、訪日観光の活性化等がみられました。そして、未曾有の被害が発生した東日本大震災の痛みと、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定の喜び等、様々なことがありました。

今後も時代は進み、本市を取り巻く環境も様々に変化すると予想されます。そのため、2016（平成28）年度が最終年度にあたる現行の第1次伊豆の国市総合計画（以下、「第1次総合計画」という。）の成果と課題を踏まえつつ、これからの時代の潮流に逆らうことなく、新しい伊豆の国市の将来像と分野別の施策運営の基本方向を明らかにする、「第2次伊豆の国市総合計画」（以下、「第2次総合計画」という。）を策定します。

2 第2次総合計画の役割

市は、第2次総合計画を総合的かつ計画的なまちづくりを推進する市政の最上位計画に位置づけます。そして、分野別計画は、この総合計画と整合を図って進めていきます。

また、国、県、市民、民間等に対して市の基本的な考え方を明らかにし、市と市民や民間との連携の指針としての役割を担っていきます。

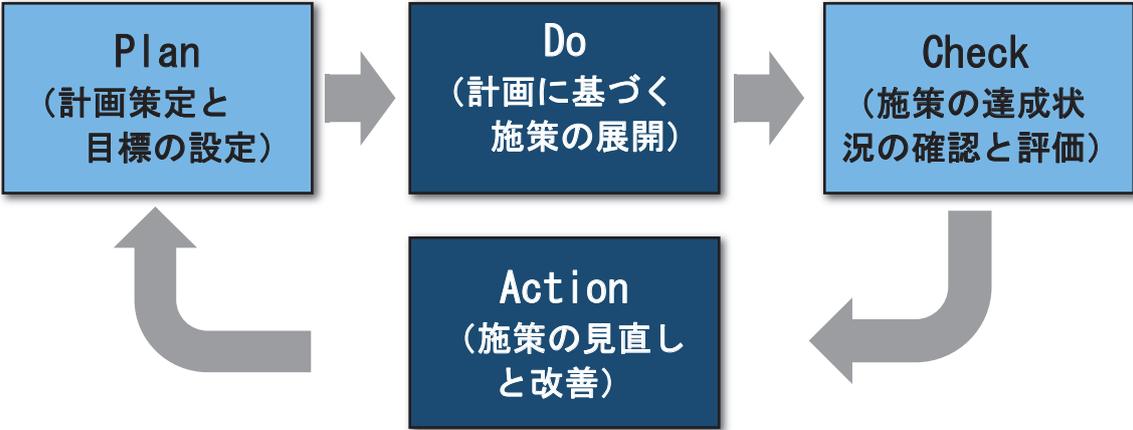
3 第2次総合計画を「進める」にあたって

これまでの市の行財政運営は、充実した市民サービスの提供の維持・向上に努めてきました。人口減少の進行や少子高齢化の進展、地域経済低迷の影響により、歳入が頭打ちとなる中、歳出の中で扶助費等（社会保障関係費）が占める割合は増加を続けています。

一方、市の財政状況は、今後ますます厳しくなることが予想され、これからの行財政運営は、重要な施策を選別し、限られた財源を効果的に投入する方向に舵を切っていく必要があります。

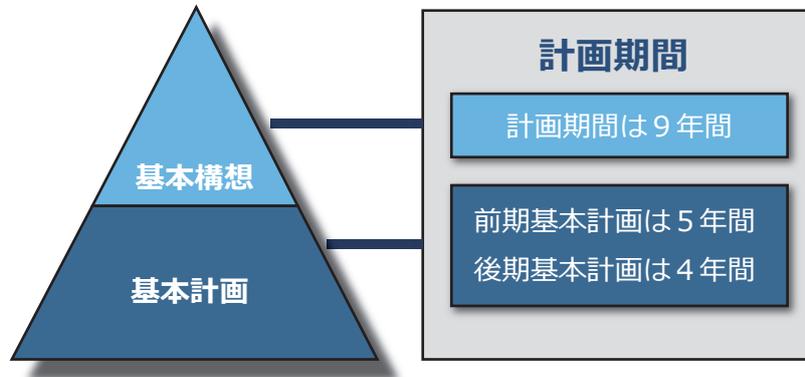
このような状況を踏まえ、着実に第2次総合計画を進めるため、PDCA マネジメントサイクルにより、施策の見直しと改善をしていきます。「施策の大綱」や「主要施策」に関しては、その成果を示す「指標（成果指標）」を定め、これに基づき目標管理を行います。また、市と市民や民間は、「自助・共助・公助」のもと、互いに不足を補い、本市の活力を生み出していきます。

PDCA マネジメントサイクルに基づく進行管理



4 計画の構成と期間

第2次総合計画は、基本構想、基本計画で構成します。



(1) 基本構想の構成

基本構想は、2025（平成 37）年度を目標年次とし、長期的な展望にたち、本市の目指す「将来像」や「まちづくりの基本理念」を設定するとともに、これらの実現に向けた市政の基本的な考えとして、「まちづくりの基本方針」や「施策の大綱」、その土台となる「将来フレームと土地利用」を示します。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、基本構想を実現するための「主要施策」を分野別に示すものです。「施策の大綱」に導かれた「将来の姿」と、「施策の大綱」の成果を示す「指標（成果指標）」を定めます。そして、「将来の姿」を実現するための施策の「推進方針」を示します。

また、「推進方針」に基づく「主要施策」ごとの成果を示す「数値目標」を定めるとともに、具体の「施策内容」や「主な取組」を示します。

(3) 計画期間

基本構想の計画期間は、2017（平成 29）年度～2025（平成 37）年度の9年間とします。

基本計画の計画期間は、2017（平成 29）年度～2021（平成 33）年度の5年間で前期とし、2022（平成 34）年度～2025（平成 37）年度の4年間で後期とします。後期基本計画は前期基本計画の最終年度に策定します。

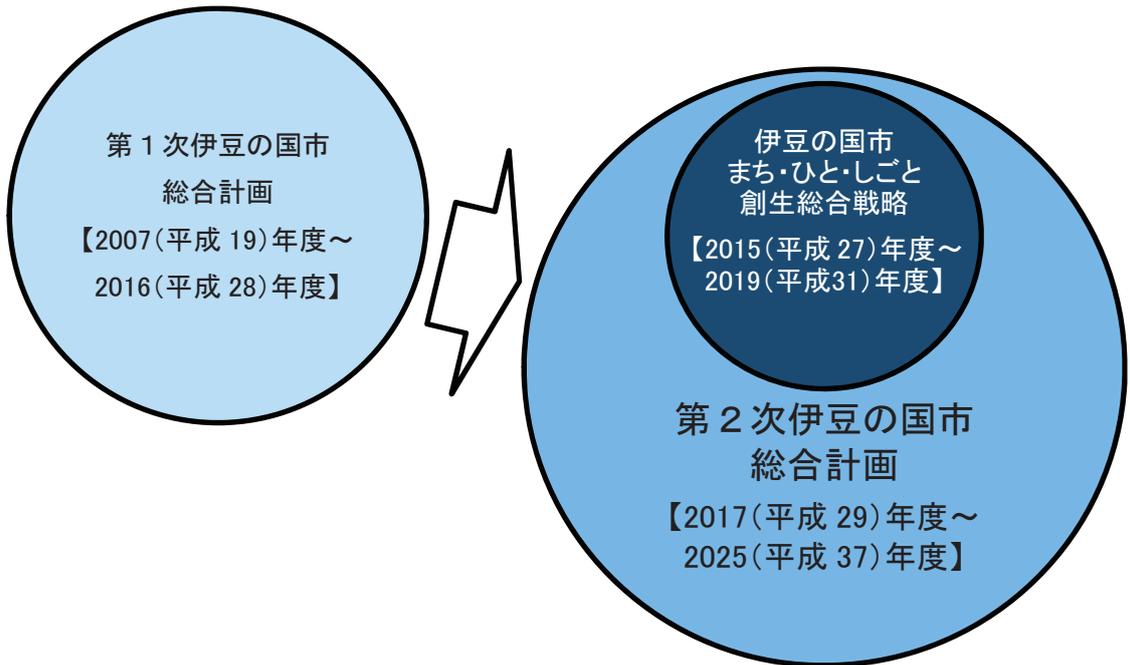
計画の構成	計画の期間		期間
	始期	終期	
基本構想	2017（平成29）年 4月1日	2026（平成38）年 3月31日	9年間
前期基本計画	2017（平成29）年 4月1日	2022（平成34）年 3月31日	5年間
後期基本計画	2022（平成34）年 4月1日	2026（平成38）年 3月31日	4年間

5 伊豆の国市まち・ひと・しごと創生

総合戦略との関係

「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）（2015（平成27）年度～2019（平成31）年度）」は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、国や静岡県の実施計画を勘案し、まち・ひと・しごと創生を実現するために取り組むべき施策を体系づけたものです。また、人口減少対策に資する市の取組について方向づけを行い、重点的に推進すべき施策を定めるものです。

「第1次総合計画（2007（平成19）年度～2016（平成28）年度）」を踏まえ策定された総合戦略は、「第2次総合計画（2017（平成29）年度～2025（平成37）年度）」に、反映するものとなります。



資料：伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略

6 分野別計画との関係

社会経済の変化や、多様化する市民ニーズに対応していくため、それぞれの行政分野では、分野別の個別計画が策定されています。

これらの計画（※1）は、各分野において、総合計画を具現化していく位置づけにあります。

法令上の位置づけや計画の対象、期間等は多様で、その性格も様々ですが、それぞれの行政分野が目指すべき方向性や施策体系を示しているものです。

（※1：巻末 参考資料 P142-143 参照）

第2章

本市の特性

1 本市の概況

(1) 位置・交通アクセス

本市は、伊豆半島の北部、田方平野のほぼ中央に位置しています。

東京からは100 km 圏内にあり、東海道新幹線から伊豆箱根鉄道駿豆線、あるいは東名高速道路・新東名高速道路から、伊豆縦貫自動車道、伊豆中央道、国道136号を利用してそれぞれ1時間半程度の所要時間となっています。静岡県東部の中心地である沼津市や三島市にも近く、利便性に恵まれた立地となっています。

(2) 地勢・風土

本市の東側には箱根山系の山々が峰を連ね、西側には城山、葛城山といった山に囲まれており、平野部には天城連山に源を有する水量豊富な狩野川が南北に流れ、自然の豊かな恵みを楽しんでいます。狩野川に沿うように国道136号と伊豆箱根鉄道駿豆線が走り、その周辺には市街地が形成され、湯量豊富な温泉資源に恵まれた温泉街とともに、肥沃な土壌からなる田園等が、豊かな自然と調和した美しい景観を創り出しています。

図表 伊豆の国市の位置図



(3) 歴史・文化

狩野川流域に位置する本市は、旧石器時代から人の営みがあったことが知られ、原始・古代から近現代にいたる様々な歴史文化資源が、今日まで受け継がれています。また、時代を動かす舞台となってきたことも、本市の特徴です。

江間地区には、古墳時代の横穴墓が数多く残っており、「史跡北江間横穴群」となっています。また、ここから出土した「若舎人」の文字が刻まれた石櫃わかとねりは、重要文化財に指定されています。

平安時代末、市内の「蛭ヶ小島」に流されていた源頼朝が、北条氏の後ろ盾を得て平氏打倒の兵を挙げたことから、武士の世である鎌倉時代への扉が開かれました。

また、北条氏の館跡「史跡北条氏邸跡(円成寺跡)」や、北条氏の氏寺である「史跡願成就院跡」があります。現在の願成就院には、北条時政が仏師運慶に依頼して作らせた仏像5体(国宝)が安置されています。

室町時代には、幕府の東国支配を担う堀越公方足利政知の御所が築かれ、その跡は「史跡伝堀越御所跡」として指定されています。その後、伊勢宗瑞(北条早雲)が足利政知の跡を継いだ足利茶々丸を攻め滅ぼし、「葦山城」を築いたことで、東国の戦国時代が幕を開けました。

江戸時代には、代々幕府の葦山代官を務めていた江川家があり、その屋敷は「重要文化財江川家住宅」として今日まで継承されています。幕末期には、この江川家から江川英龍(坦庵)が出て、名代官として功績を残すとともに、「葦山反射炉」や品川台場の築造を通じて日本の海防政策を担いました。「葦山反射炉」は、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として、世界遺産にも登録されています。

また、天保13年(1842)と書かれた台本が残る広瀬神社しきさんばの式三番さんばもうをはじめ、市内5か所で伝承されている「三番叟」は、古くから続く伝統ある民俗文化財です。

このように、本市は、様々な時代にわたる豊富な歴史資源が重層的に存在する「歴史のまち」となっています。

願成就院 運慶作諸仏(国宝)



もくぞうふどうみょうおうおよびどうじりゅうぞう
木造不動明王及二童子立像



もくぞうあみだによらいざぞう
木造阿弥陀如来坐像



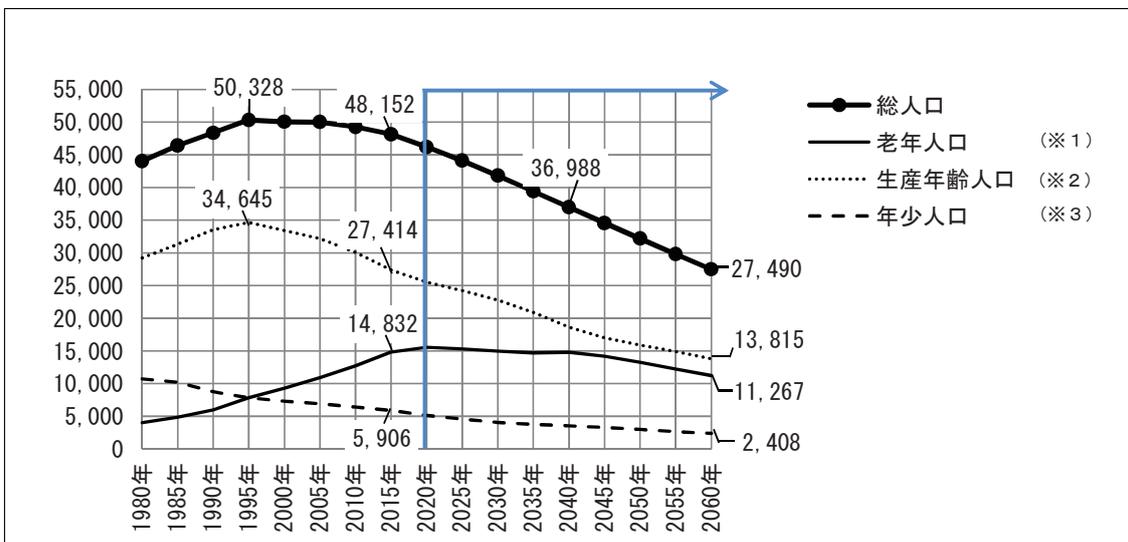
もくぞうびしゃもんてんりゅうぞう
木造毘沙門天立像

2 総人口の推移と将来予測

国勢調査による本市の総人口は1980(昭和55)年から1995(平成7)年まで増加してきましたが、1995(平成7)年をピークに減少に転じ、その後は減少が続いています。1995(平成7)年の50,328人から2015(平成27)年には48,152人となり、20年間で2,176人減少しています。一方、65歳以上の老年人口(※1)は1980(昭和55)年から40年近くにわたって増加しており、2020(平成32)年にピークを迎えます。

国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の2013(平成25)年3月推計値によると、今後は人口の減少スピードが加速し、2040(平成52)年には、36,988人(対2015年比で23%減)、更に2060(平成72)年には27,490人(対2015年比で43%減)と推計されています。

図表 総人口の推移と将来予測



- ※1：老年人口とは、総人口に占める年齢3区分別人口のうち、65歳以上人口のこと。
- ※2：生産年齢人口とは、総人口に占める年齢3区分別人口のうち、15～64歳人口のこと。
- ※3：年少人口とは、総人口に占める年齢3区分別人口のうち、0～14歳人口のこと。

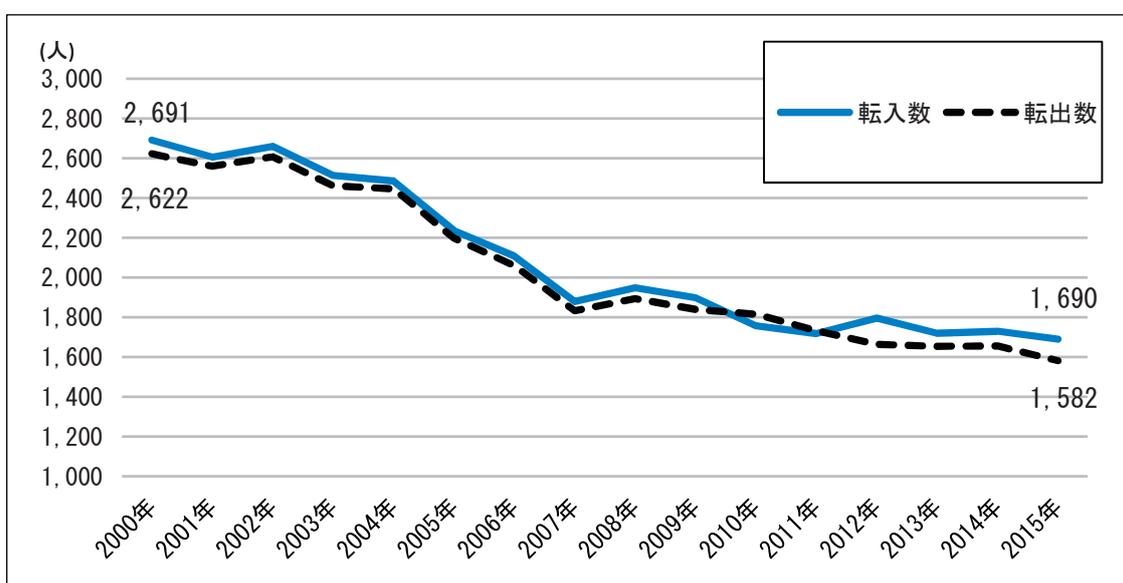
実績	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	
総人口 (人)	44,046	46,413	48,369	50,328	50,062	50,011	49,269	48,152	
推計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口 (人)	46,186	44,123	41,832	39,420	36,988	34,569	32,190	29,821	27,490

資料：2015年までは「国勢調査」による実績。2020年以降は「社人研推計」

3 社会動態の推移

本市では、転入数、転出数ともに減少傾向ですが、2010（平成22）年と2011（平成23）年を除き、転入者が転出者よりも多くなっています。

図表 社会動態（転入数と転出数）の推移



区分（人）	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
転入数	2,691	2,607	2,660	2,515	2,487	2,237	2,108	1,879
転出数	2,622	2,561	2,608	2,461	2,446	2,198	2,061	1,834
転入数－転出数	69	46	52	54	41	39	47	45

区分（人）	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
転入数	1,948	1,899	1,758	1,719	1,796	1,721	1,730	1,690
転出数	1,895	1,841	1,816	1,734	1,664	1,655	1,656	1,582
転入数－転出数	53	58	-58	-15	132	66	74	108

※各年：本年1月1日～本年12月31日

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

4 産業・経済・労働

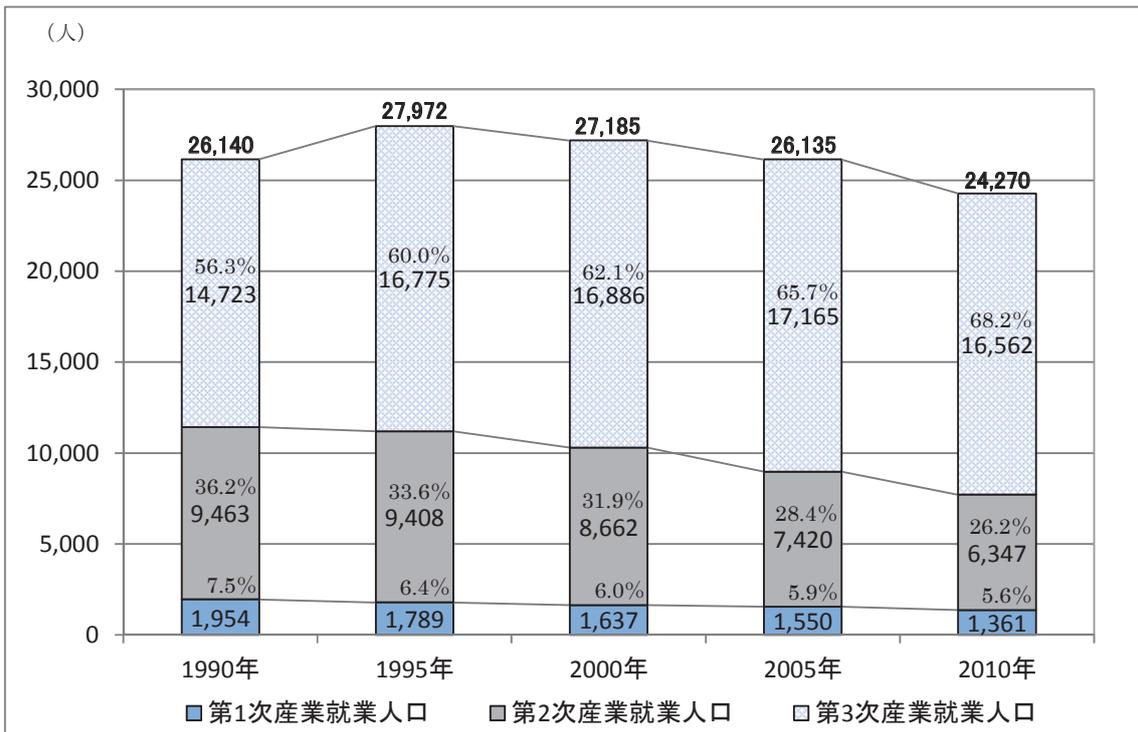
本市の就業人口総数は、1990（平成2）年から1995（平成7）年まで増加してきました。1995（平成7）年をピークに減少傾向が続き、2010（平成22）年には25,000人（※1）を割り込んだ状態まで減少しています。

第1次産業就業人口（※2）は、1990（平成2）年から2010（平成22）年まで減少傾向が続いており、5か年ごとにほぼ200人前後、減少しています。第2次産業就業人口（※3）は、1990（平成2）年から1995（平成7）年までほぼ横ばい傾向でしたが、2000年以降、5か年ごとに1,200人弱の減少傾向が続いています。

一方、第3次産業就業人口（※4）は、1990（平成2）年から2005（平成17）年まで増加傾向にありましたが、2005（平成17）年をピークに減少傾向に転じています。

地元雇用の面から製造業の事業所数の推移（※5）をみると、2000（平成12）年には174事業所がありましたが、2014（平成26）年には101事業所と、14年間に73の事業所が減少しています。

図表 産業別大分類就業人口の推移



※1：分類不能の産業を除く合計値

※2：第1次産業就業人口とは、農業、林業、漁業の就業人口のこと。

※3：第2次産業就業人口とは、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業の就業人口のこと。

※4：第3次産業就業人口とは、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）の就業人口のこと。

※5：巻末 参考資料 P148-149 参照

第3章

時代の潮流を捉える

人口減少社会の到来により、日本全体が転換期を迎えています。まちづくりを進めるにあたり、社会情勢の変化とともに、時代の潮流を見据えて、的確な取組を推進していく必要があります。

1 人口減少社会の到来

国の人口は、2008（平成 20）年をピークに人口減少に転じています。

本市の人口は、1995（平成 7）年以降、減少傾向が続いています。市では人口減少対策として、2016（平成 28）年 2 月に「伊豆の国市人口ビジョン」を策定し、今後の中長期的な人口推移が与える様々な影響について分析するとともに、人口に関する認識を市民と共有し、目指すべき将来の方向性と人口の将来展望（※ 1）を示しています。人口の将来展望は、2015（平成 27）年の 49,787 人から 45 年後の 2060（平成 72）年には 37,000 人程度になると見込んでいます。

また、人口が減少する中での地域コミュニティの維持、そして増加する高齢者が、地域で自立した生活を過ごせる仕組みづくりが重要となっています。

（※ 1：巻末 参考資料 P146 参照）

2 地方創生

地方においては、大都市圏より先行した人口減少と相まって、地域産業を取り巻く環境の一層の深刻化が進んでいますが、その中において、地域の活性化に向けた取組が始まっています。

市は、人口減少対策の重点施策として、「伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「伊豆の国市にしごとをつくる」、「伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代にあつた住みよいまちをつくる」の 4 つの目標を掲げ、本市の持つ自然的・社会的資源、強みと機会を最大限に生かすこととしています。

3 安全性の確保に対する住民意識の一層の高まり

南海トラフ沿いで発生する巨大地震（南海地震、東南海地震、東海地震）発生の切迫性が指摘されています。また、集中豪雨や台風等の自然災害への備え、そして日常生活における交通事故や犯罪等を未然に防ぎ、安全性を確保することは、まちづくりの基本となる極めて重要な要素です。更に、感染症や食の安全性への緊急な事象も忘れてはなりません。これら安全性の確保に対する住民意識の一層の高まりへの対応が必要となっています。

4 低炭素・循環型社会の形成に向けて

2020（平成 32）年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを踏まえ、国は、温室効果ガスの排出量を 2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比で 26%削減する目標を掲げています。

このように、地球環境問題への対応、身近な地域環境問題への関心は一層高まってきており、持続的発展が可能な低炭素・循環型社会の形成に向けた取組が一層必要となっています。

本市においても、この 30 年間で 8 月の日平均気温が約 1℃上昇（※ 1）するなど、温暖化の傾向がみられます。市は、「伊豆の国市環境基本計画」を 2014（平成 26）年に策定し、行政、市民、事業者それぞれが担うべき役割や協働の取組を示しています。

（※ 1：巻末 参考資料 P144-145 参照）

5 「世界が訪れたいくなる日本」への飛躍

国は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年における観光の目標として、「訪日外国人旅行者数 4,000 万人」、「訪日外国旅行消費額 8 兆円」、「地方部での外国人延べ宿泊者数 7,000 万人」、「外国人リピーター数 2,400 万人」、「日本人国内旅行消費額 21 兆円」の 5 つを設定しました。また、「観光先進国」への「3 つの視点」として、「観光資源の魅力を高め地方創生の礎に」、「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」、「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」を定めています。

本市は、韮山反射炉の世界遺産登録を受け、国内だけでなく、世界中からの観光誘客に向けた取組を始動しています。市は、「伊豆の国市観光基本計画」を 2015（平成 27）年 3 月に策定し、市民一人ひとりの参加による「毎日が魅力あるまち“おもてなしの伊豆の国”」の実現のための取組を推進しています。

6 一億総活躍社会の実現に向けて

国は、少子高齢化等の日本の構造的な問題に真正面から挑み、日本の未来を切り開く新たな国づくりとして「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その実現のために、「新・三本の矢」として「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を設定し、誰もが活躍できる一億総活躍社会（※1）を実現するための取組が始まりました。

国民一人ひとりが輝ける一億総活躍社会を実現するためには、国による環境整備の取組だけでは限界があります。本市でも、多様な生活課題について、市と市民や民間との連携のもと、広く地域の中で受け止める共助の取組を進めるとともに、市と市民や民間の各主体が、経済社会の担い手として新たな行動に踏み出すことが期待されています。

市では、地方創生の取組を推進し、一億総活躍社会の実現の一翼を担います。

※1：一億総活躍社会とは、若者も、高齢者も、女性も、男性も、障がいのある方も、いちど失敗を経験した方も、一人ひとりが家庭や地域や職場で自分の力を発揮し、生きがいをもてる社会の実現を目指すこと。



第4章

市民の意向

1 市民アンケート

(1) 市民アンケートの目的

平成19年、平成23年、平成26年に、市民の現在の生活環境やこれまでの取り組みに対する評価及び今後のまちづくりに対する意向を把握するため、アンケート調査を実施しています。

市民の満足度(※1)の変化から、取組を必要とする事項について整理します。

(※1：P17 図表参照)

(2) 満足度からみる、第1次総合計画の評価

① 評価が大きく上がった項目

(満足度が概ね0.5以上上昇、平成19年末実施項目は0と仮定)

平成26年の評価が平成19年から大きく上がった項目は、教育・歴史・文化分野や健康・福祉分野で多くみられました。

- ・ (4) 歴史や温泉を生かした観光への取り組み
- ・ (10) 小学校・中学校の施設や教育内容の充実
- ・ (11) 幼稚園・保育園の施設や内容の充実(※平成26年のみ)
- ・ (12) 青少年の健全育成への取り組み
- ・ (13) 生涯学習の参加機会や場の提供
- ・ (14) スポーツの参加機会や場の提供(※平成26年のみ)
- ・ (16) 文化・芸術の振興(※平成26年のみ)
- ・ (20) 地域に必要な医療を確保するための取り組み(※平成26年のみ)
- ・ (21) 介護を必要とするお年寄りへの福祉サービスの取り組み
- ・ (22) お年寄りの生きがいづくりへの取り組み(※平成26年のみ)
- ・ (23) 障がいをもった人への福祉サービスの取り組み
- ・ (25) 子育てや子育て世帯への支援
- ・ (31) 公園など身近に親しめる広場の整備
- ・ (33) 生活排水処理の対策(※平成26年のみ)
- ・ (34) ごみ減量化やリサイクルの取り組み
- ・ (35) 交通安全や交通事故防止の対策
- ・ (43) 近隣自治体との相互サービスの提供

②評価が不満から満足に変化した項目

(満足度がマイナスから、プラスに変化)

平成 19 年の評価が低かった項目で、平成 26 年に評価が不満から満足に変化した項目は、観光分野と都市基盤・生活環境分野で見られました。

- ・ (2) まちの景観や街並みの美しさの向上のための取り組み
- ・ (4) 歴史や温泉を生かした観光への取り組み
- ・ (21) 介護を必要とするお年寄りへの福祉サービスの取り組み
- ・ (23) 障がいをもった人への福祉サービスの取り組み
- ・ (27) 国道や県道などの主な道路の整備
- ・ (30) 情報通信網の整備

③評価が下がった項目

(満足度が概ね 0.1 以上下降、平成 19 年未実施項目は 0 と仮定)

平成 26 年の評価が平成 19 年から大きく下がった項目は、産業・経済・労働分野で多くみられ、厳しい評価がなされています。

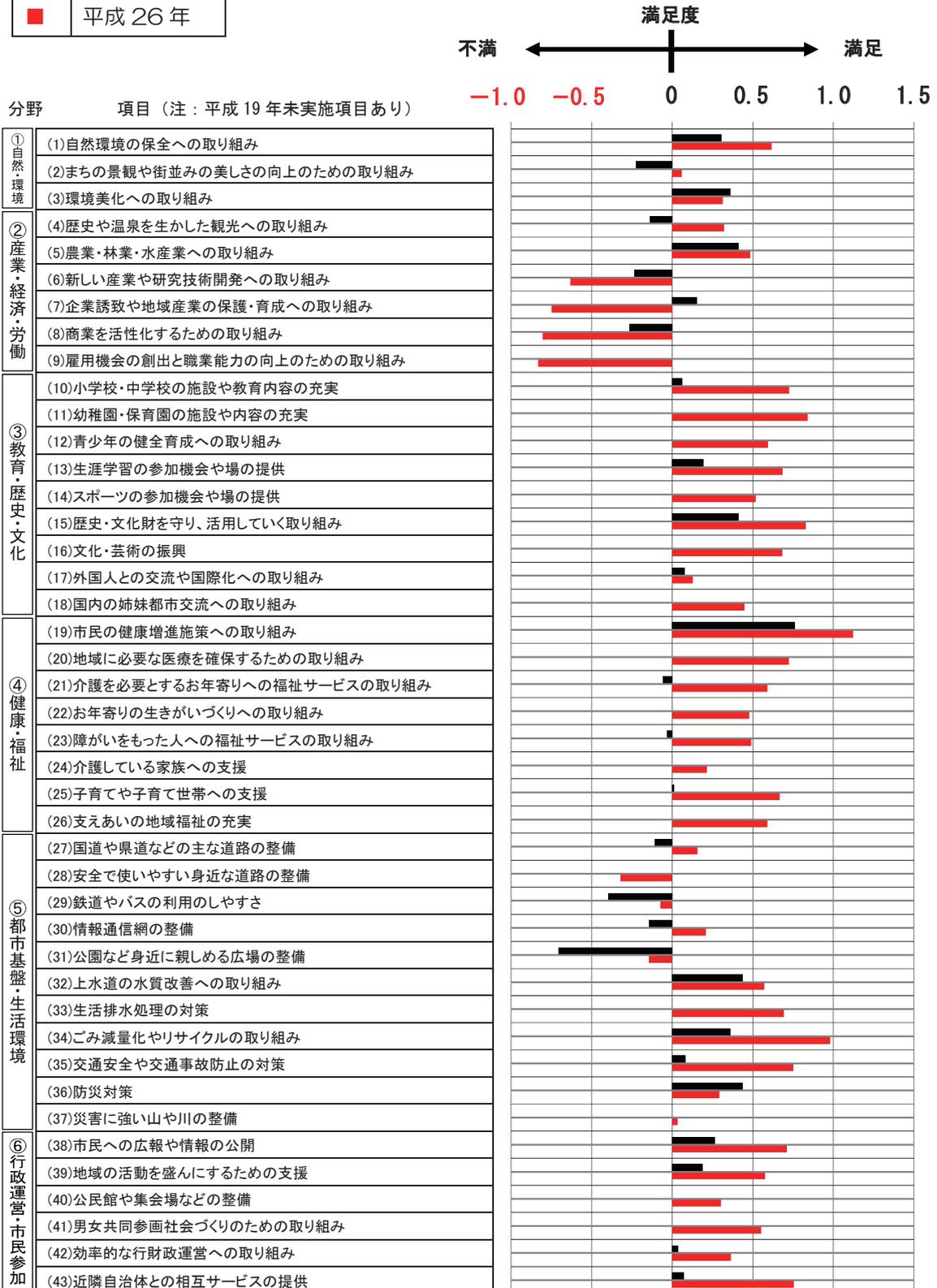
- ・ (6) 新しい産業や研究技術開発への取り組み
- ・ (7) 企業誘致や地域産業の保護・育成への取り組み
- ・ (8) 商業を活性化するための取り組み
- ・ (9) 雇用機会の創出と職業能力の向上のための取り組み(※平成 26 年のみ)
- ・ (28) 安全で使いやすい身近な道路の整備(※平成 26 年のみ)
- ・ (36) 防災対策

(次ページのグラフ参照)

図表 市民アンケートから見る満足度の変化（平成 19 年、平成 26 年の満足度（※1）の比較）

※1：満足度は、満足度回答に対応する係数を乗じ、加重平均により算出したもの。加重平均は、回答に対応する重み（加重点）をつけてから平均化する統計的手法の一つ。加重点は、満足3点、普通1点、不満-3点と設定した。

■	平成 19 年
■	平成 26 年



資料：伊豆の国市まちづくりに関するアンケート調査

(3) 市民満足度からみる、第1次総合計画の評価

①満足度が高い項目

過去3回の調査のすべてで「満足度」が高い項目は「上水道の水質改善への取り組み」と「市民の健康増進施策への取り組み」であり、この2つの施策は市民の評価が特に高いといえます。

②満足度が低い項目

「満足度」が過去3回の調査すべてで低い項目はありません。平成26年の調査では、「企業誘致や地域産業の保護・育成への取り組み」、「商業を活性化するための取り組み」と「雇用機会の創出と職業能力の向上のための取り組み」が「満足度」が低くなっています。近年の経済情勢とも相まって、「第1次伊豆の国市総合計画後期基本計画」の中では、商業活性化と就業支援について、取組不足という市民の評価です。

図表 市民意向でみる施策の満足度評価（平成19年、平成23年、平成26年）

		平成19年 (5段階評価)	平成23年 (5段階評価)	平成26年 (3段階評価)
◇「満足度」が高い項目	1位	上水道の水質改善への取り組み(おいしさ、安心度など)22.5%	上水道の水質改善への取り組み(おいしさ、安心度など)10.9%	市民の健康増進施策への取り組み(各種健診、予防接種など)29.6%
	2位	市民の健康増進施策への取り組み(各種健診、予防接種など)13.9%	市民の健康増進施策への取り組み(各種健診、予防接種など)10.7%	歴史・文化財を守り、活用していく取り組み18.0%
	3位	国道や県道などの主な道路の整備7.8%	環境美化、リサイクル8.1%	上水道の水質改善への取り組み(おいしさ、安心度など)17.3%
◆「満足度」が低い項目	次々点	上水道の水質改善への取り組み(おいしさ、安心度など)11.1%	商業を活性化するための取り組み11.9%	企業誘致や地域産業の保護・育成への取り組み43.3%
	次点	鉄道やバス(公共交通機関)の利用のしやすさ13.6%	鉄道やバス(公共交通機関)の利用のしやすさ12.3%	商業を活性化するための取り組み45.0%
	最下位	公園など身近に親しめる広場の整備18.9%	雇用機会の創出と職業能力の向上のための取り組み14.0%	雇用機会の創出と職業能力の向上のための取り組み45.0%

※注 平成19年と平成23年は5段階評価、平成26年は3段階評価。

資料：伊豆の国市まちづくりに関するアンケート調査

第5章

第1次総合計画の成果と課題、
まちづくりに必要な視点

この12年間を分野別に振り返り、第1次総合計画の総括を行うとともに、まちづくりに必要な視点を示します。

1 自然・環境

○主な成果

- ・自然を大切にしたい、潤いのあるまちづくりを進めてきたことにより、自然環境が維持されています。また、市内の景観形成を推進するため、景観条例を制定しました。特に葦山反射炉周辺地区は、葦山反射炉と調和する街並み景観を創出するため、景観重点整備地区に指定しました。
- ・資源循環センター農土香が完成し、公営としては、県内唯一の施設として完熟たい肥（食品残渣、牛ふん、剪定枝を原料）を製造・販売しています。この施設の稼働により、資源循環の確立と、ごみの減量を両立しました。

○克服すべき課題

- ・林業者及び野生鳥獣狩猟者の高齢化や後継者不足により、有害鳥獣の増加と人里への出没が課題です。
- ・資源循環センター農土香の取組だけにとどまらず、環境負荷の少ないまちづくりへの意識を高めていくことが課題です。

○まちづくりに必要な視点

- ・市民が誇りと感じている豊かで美しい自然やおいしい水がある環境、温泉や街並み景観を大切に、次代へ継承していくことが必要です。
- ・快適な生活環境を確保するだけでなく、環境負荷の少ない行動の実践により、持続可能な社会を築くことが必要です。



2 産業・経済・労働

○主な成果

- ・農業分野では、ニューファーマーの認定・就農やイチゴとトマトのブランド化を進めてきました。また、農業と商工業の連携を深め6次産業化の支援を始めています。
- ・産業分野では、リゾート施設の大規模跡地を公有地化し、雇用機会の創出や地域経済の活性化のために、企業誘致活動を進めてきました。

○克服すべき課題

- ・産業・経済・労働の分野については、これまでも取組を行ってきたものの、市民の不満が一番高い分野となっています。このため、企業誘致と雇用機会の創出、商業や観光・旅館業の活性化、農商工の連携による農業の振興が課題です。

○まちづくりに必要な視点

- ・既存産業の連携による新しい産業の育成、市内への企業立地による、産業全体の活性化と、市民が期待する就業機会の確保が必要です。



3 観光・交流

○主な成果

- ・ 2015（平成 27）年 7 月 8 日に韮山反射炉が世界遺産に登録され、本市の宝が人類共通の宝になったことにより、観光交流客数が増加しました。
- ・ 暮らしやすい環境の充実により、転出者より転入者が多い状況が継続しています。

○克服すべき課題

- ・ 観光による地域活性化、地方創生を図っていくためには、地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨きあげるとともに、魅力あふれるおもてなしの提供が重要です。市民、民間、行政、関係機関が一体となる推進体制の強化を図り、市全体の明確なビジョンのもと、地域主体による新たな魅力づくりが課題です。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車競技会場が伊豆市に決定しました。本市においても、2020 年度までに受入れ態勢を構築するとともに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も地域にもたらす持続的な効果を得ることが課題です。
- ・ 転入者の継続的な確保だけでなく、移住後の定着も課題です。

○まちづくりに必要な視点

- ・ 地域の観光資源を磨き上げ、魅力あふれるおもてなしの提供による、観光交流人口の拡大が必要です。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をチャンスと捉え、受入れ態勢の構築だけでなく、地域に持続的な効果をもたらす施策の展開が必要です。
- ・ 移住・定住を後押しする、施策の展開と移住後のサポートが必要です。



4 教育・歴史・文化

○主な成果

- ・保・幼・小・中一貫教育の展開、学習生活支援員等の配置、子育て支援施設（放課後子ども教室や放課後児童クラブ等）の増設及び定員の拡大、緊急連絡システムの構築、グローバル教育の展開等、時代のニーズを反映してきました。
- ・伊豆の国市歴史文化基本構想を策定し、100年単位の長期的な歴史・文化資源の保存・活用の道筋をつけました。
- ・韮山反射炉は、世界遺産登録により人類共通の宝として未来に引き継いでいくべき遺産に位置づけられました。
- ・文化・スポーツ・生涯学習・交流活動等、市民の多様なニーズに応え、充実を図ってきました。

○克服すべき課題

- ・時代の要請を反映した教育の取組を継続・発展させるとともに、世代間交流や国際交流を通じた郷土愛の醸成が課題です。
- ・歴史文化資源の保存・活用には多くの調査や時代考察等の研究が必要であるため、順次進めていかざるを得なく、地域資源として教育や観光に十分活用しきれていないことが課題です。
- ・市民のスポーツニーズに合った運動機会の提供が充分でないことが課題です。

○まちづくりに必要な視点

- ・本市の歴史・文化・芸術を題材とした世代間交流や国際交流を通じた、ひとづくり・まちづくりが必要です。
- ・次代を担う子どもに、これからの時代を生き抜くために必要な能力を身に付けるための教育環境づくりが必要です。
- ・本市には、様々な歴史文化資源が時代を越えて重層的に蓄積し、しかも各歴史事象が列島史と深く係わり、時代の変革の端緒を開いた地であることから、無限の可能性を秘めているため、これら資源の活用が必要です。
- ・生涯にわたって健康を維持できるよう、生涯スポーツ環境の充実が必要です。



5 健康・福祉

○主な成果

- ・乳幼児から高齢者、障がい者まで切れ目のないサービスの提供を実現するための第一歩としての体制を構築しました。
- ・保健福祉・こども・子育て相談センター（相談窓口（※1）の一元化）、児童発達支援センター（発達障がい児の訓練施設）を開設しました。
- ・効果的な健康づくりの推進を目的に、健康づくり機能を集約（韮山福祉・保健センターに旧3町の保健センター機能を統合）しました。
- ・子育て支援として育児応援モバイルサイト等の構築や子ども医療費助成（中学生まで無料）、生活習慣病重症化予防対策として保健指導、生活困窮者世帯への対応として就労指導、災害弱者対策として災害時の避難行動要支援者台帳の作成、高齢者生活支援としてご用聞きサービスの展開等、健康・福祉サービスの充実を図ってきました。

※1：相談窓口とは、保健福祉全般（各種子育て支援事業、地域包括支援センター運営、障がい・介護・認知症・健康等）を対象とする相談窓口のこと。

○克服すべき課題

- ・子育て支援の充実を図ってきましたが、合計特殊出生率（※2）が県平均を下回っていることが課題です。
- ・高齢者の増加に伴い、歳出の中で扶助費（※3）が占める割合が増加し続けており、財政的制約及び人的制約から現在のサービスレベルを維持することが困難となっています。
- ・地域に居ながら乳幼児から高齢者、障がい者まで切れ目のないサービス享受の実現に向けて、市と市民や民間との連携・協力体制の確立が課題です。

※2：合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯に産む平均子ども数の推計値のこと。

※3：扶助費とは、社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費のこと。

○まちづくりに必要な視点

- ・子育て支援の更なる充実により、若い世代が安心して子育てや出産に臨み、仕事も継続できる環境整備が必要です。
- ・地域社会全体で高齢者や障がい者等を支える仕組みを構築し、誰もが自立し、安心して、健康に暮らすことのできる環境づくりが必要です。

6 都市基盤・生活環境

○主な成果

- ・すべての水道が良質な水源からの給水となり、おいしい水が市民にとって当たり前となりました。
- ・主要道路の整備、交通安全対策、防災・減災対策、総合的な雨水排水対策等を中心とした取組を進めてきました。
- ・身近な地域の安全確保として、交通安全活動や地域の見守り、防犯対策を進めてきました。
- ・公共交通不便地域の解消等を目的として、自主運行バスや予約型乗合タクシーの運行を進めてきました。

○克服すべき課題

- ・高度経済成長期に集中的に投資した社会基盤の多くが老朽化しており、新設だけでなく、適切な維持管理・更新が課題です。
- ・防災・減災への重点的な取組は重要ですが、急傾斜地の対策や上下水道の耐震化等、社会基盤における取組には膨大なコストが必要なため、災害発生までに対応しきれない可能性があることが課題です。
- ・身近な地域の安全確保は、防犯ボランティア等の高齢化に伴い、担い手不足が深刻となっており、新たな担い手の確保と育成が課題です。
- ・公共交通の利用者減少に伴い、公共交通の維持が困難な状況にあることが課題です。

○まちづくりに必要な視点

- ・災害発生を見越した防災・減災への取組や、身近な地域の安全確保が必要です。
- ・多くの公共施設が老朽化していることから、長期的な視点のもと、社会基盤の適切な維持管理や時代に即した更新・新設が必要です。
- ・利用者のニーズに応じた公共交通の提供が必要です。

7 行政運営・市民参加

○主な成果

- ・計画的な行財政運営の取組として、庁内の機構改革を推進するとともに、財政運営の道標として、中期財政計画を策定しました。
- ・利便性の高い窓口サービスとして、電子申請の充実（インターネットからの各種申し込み）、広域窓口サービス、コンビニでのすべての市税、国民健康保険税の収納、各種証明書の発行を実現しました。
- ・市政懇談会等を開催し、市政に市民の声を反映してきました。
- ・パートナーシップ事業や市民の自主的な活動を支援してきました。

○克服すべき課題

- ・高齢化の進行や、市民のニーズに応じたサービスの提供により、歳出の増加が続く一方で、地域経済低迷の影響、3町合併による普通交付税の優遇措置の段階的な縮減等が2016（平成28）年度から始まる等、歳入が減少しており、財源の確保が課題です。
- ・合併時点から存続している、機能が重複した公共施設を維持するための手間や費用が重荷となっていることが課題です。
- ・行政や市民が単独では解決できない課題に対して、協力して課題解決するための手法の確立が課題です。

○まちづくりに必要な視点

- ・誰もが暮らしやすく、そして心温まる地域づくりを実現するため、お互いに協力していくことが必要です。
- ・市民から信頼される市政を実現するためには、市民が必要とする市民サービスや情報を提供するだけでなく、新たな財源の発掘と効率的な行財政運営の推進が必要です。